

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度 第2回松阪市文化財保護審議会
2. 開 催 日 時	平成29年9月19日（火） 午後1時00分から午後1時45分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出 席 者 氏 名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者：松葉・大西 電 話 0598-53-4393 FAX 0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

- （１）前回の協議内容の確認について

協議事項

- （１）諮問案件について

議事録要約

別紙

平成 29 年度第 2 回文化財保護審議会 議事録（要約）

< 日 時 >平成 29 年 9 月 19 日（火）午後 1 時から

< 場 所 >松阪市教育委員会事務局 2 階 教育委員会室

<出席委員>菅原洋一会長、門暉代司会長代理、榎本義讓委員、小林秀委員、鈴木えりも委員、
武田明正委員、塚本明委員、津村善博委員、富田靖男委員、中谷真弓委員、
藤田直信委員、本多久子委員、山口泰弘委員、龍泉寺由佳委員

<欠席委員>大森尚子委員、嶋村明彦委員、村和明委員、毛利伊知郎委員

<事務局>村林産業文化部長、榊原文化課長、松葉主幹、新田係長、寺嶋主任、中西係員、大西係員

1. 開会

2. あいさつ （産業文化部長）

3. 報告事項

（1）前回の協議内容の確認について

会長：ただ今より「報告事項」に入らせていただきます。報告事項（1）「前回の協議内容の確認について」事務局より報告をお願いします。

事務局：（事務局より報告）

会長：ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。無いようでしたら、報告を確認したということにさせていただきます。

4. 諮問

会長：続きまして、事項書 4 の「諮問」に入らせていただきます。事務局より諮問書をお願いします。

事務局：（事務局、諮問書を朗読し議長に渡す）

会長：当該案件につきましては、この後の協議事項において、協議いたします。以上をもちまして、「諮問」を終了いたします。

5. 協議事項

会長：続きまして、事項書 5 の「協議事項」に入らせていただきます。協議事項（1）「諮問案件について」事務局より説明をお願いします。

事務局：（事務局より説明）

会長：委員から説明をお願いします。

委員：6 月 22 日に街道松が枯れている、弱っているという連絡を受け、現地に行ったわけですが、その結果、ほぼ枯死状態で回復は極めて困難であると判断されました。考えられる原因の一つとしては、マツノザイセンチュウの可能性が高いので、樹木医に診断してもらいように進言しました。6 月 22 日の時点におきまして、ほぼ枯死ではないかという判断をされました。ただ、マツノザイセンチュウが検出されなかった。センチュウは検出されたがマツノザイセンチュウではなかった。詳しくはこれから伐採した後で、断面などを見て詳しいことが分かると思います。実は、最近の診断では超音波、樹木用の特殊なものが出ておりまして、樹木の断面の内部まで虫の穿孔痕が分かるような機械も出ているようです。今回は、それはなされていないようですが、これから

断面を見れば分かるのではないかと思います。以上でございます。

会長：ありがとうございます。では、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

委員：電線が通っておりまして、早急に伐採しないと、もし切断ということになった場合、奥の方の家が全部停電する。また枝が折れやすいこともあり、早急に解除の必要があると考えています。

委員：枯死したことによる指定解除というのは、当然のことと思いますが、古い樹木なので学術的な資料として利用できるのではないかと思います。一つは、樹齢等がはっきりと、最近では機械で判断できるような装置があると伺いましたが、そして伐採されるのであれば、幹の円盤を採集して樹齢等読んでおくこと、それから紀州藩の参勤交代を見守ってきたとかありますが、過去の気候の変動などが年輪の中に反映されている可能性もあるので、できれば幹の円盤をだいたい胸の高さよりちょっと低いところ、切りやすいところを幅 5 センチくらいの幹の円盤を残しておかれてはどうかと思います。学術的な資料として利用できると思います。

会長：ありがとうございます。ご意見は、指定解除をして切る場合の扱いについてですね。

委員：非常に残念なことだと思います。ただ、ちょっと分かりませんが、飯高町時代の指定だとは思いますが、天然記念物としての指定となっていますが、天然記念物の植物としての価値はどういうところにあるのでしょうか。文化財の説明で見ますと、史跡の説明はありますが、植物としての価値はどうですか。

委員：指定時の文面を見ると、史跡的な価値、街道松としてたくさんの参勤交代を見守ってきたという史跡的な価値であって、特に植物的な価値ではないと思います。

会長：事務局にお伺いします。資料 2 で文化財の説明とありますが、指定時の調書等があるとして、その内容は。

事務局：お答えします。指定時の資料を辿ったところ、説明として（6）に掲載している文章が書かれています。ほぼ、この通りです。

会長：これは天然記念物だけれど、樹種についての記載は無いですが、樹木医のレポートですと黒松と記載されています。これは黒松でよろしいですか。

委員：黒松と判断しました。

会長：黒松というのは特に希少性のある植物ではなくて、樹齢が高いというのが評価されているのでしょうか。

委員：大きさについては、もっと大きいものもありますが。

会長：周囲 3 メートル直径 1 メートル、こんなものでしょうか。

委員：一般的に樹齢として 500 年くらいは生きるものですが、台風がよく来るものですから、100 年以上の樹齢は少ないので、その意味では参勤交代ということを信用すると 200 年以上たっている樹木ということですが、ある意味では学術的な意味はあるのかなと思います。

会長：事務局にお尋ねします。文化財の説明を見ると、街道に植えられた松ということで、1 本ではなく複数あったのではないかと思います。それについてはいかがでしょう。

事務局：実は、飯高町時代に街道松につきましては 2 本指定されていまして、2 本まとめて指定がなされていまして、同じ指定名称です。ただ、そのうち 1 本については、早い段階、平成 12 年 12 月に枯死の為指定解除がなされているという記録がございます。平成 12 年度ですので、旧飯高町時代です。

会長：絵図とかで存在が分かるというものは無いですか。

事務局：そこまでの資料は残されていません。

委員：現地で文化財保護指導委員からお伺いした際、かなり離れた場所、街道からかなり逸れている場所を指さされたのですが。

事務局：そういうことではないと思います。街道沿いです。2本とも。

委員：樹木医の方からの報告書の中の最後の部分に書かれている後継樹についていかがお考えでしょうか。

事務局：事務局といたしましては、後継樹につきましては、先ほども文化財の価値の部分で参勤交代を見守ってきた松ということなので、松の実生木であるとはいえ、そこからはあきらかに外れてしまうということから、後継樹を新たに文化財指定の対象ということとは考えていません。

会長：地元では、この街道松の継承を望む声はありますか。

事務局：今のところ、そういったお声は頂戴していません。

委員：街道といっても、飯高の川俣小学校のところは、段というかちょっと上がってますよね。

事務局：おっしゃっているのは、現在の川俣小学校でしょうか。

委員：前のです。平坦じゃなくて、石垣になっていてちょっと上がっていませんか。その辺だったらまずいですよね。それは街道松なのですか。昔から小学校はああいう状態で高台にあって、街道が下を走っていて、ということなんですかね。街道というイメージと全然結びつかないのですが。

事務局：資料2の裏面の写真をご覧くださいますと、右側の写真は西から撮った写真ですが、向かって右側のガードレールとガードパイプに挟まれた部分が国道166号線です。ちょうど真ん中ぐらいに白いガードパイプがありますが、そこが石垣がある部分です。左側は石垣の上という形です。

委員：すみません。全然イメージが浮かばなかったのです。

委員：もとは石垣の下の方のところが地面になっていて、そこに土を盛ったというような話を聞いております。グラウンドになった時に。

会長：他にご意見はございませんか。では、集約していきたいと思います。この街道松を指定解除することについて、いかがでしょうか。異論がありませんので、この街道松については指定を解除することについていたします。解除して、危険の回避のためもある伐木するということが事務局提案です。委員から提案あったように学術的な資料として、断面を残していくということについてはいかがでしょうか。よろしいですかね。複数採れるわけですから、地元にも1個残して、こちらにも残して。

委員：大きいものではなく、横10センチ幅くらいで輪切りにしてあるものを残しておけばいいと思います。実際、指定時の理由、例えば黒松として大きいからとか古いから指定するということではなしに、郷土の言い伝えを背負った形で指定されたのではないかなと思うのですが、今後新たに指定する時には基礎的な資料を残す必要があると思います。

会長：そのような資料を残すということと、枯死の原因をはっきりさせられるのであれば、それについての記録作成をしていくということですね。その上で、残った材は処分ということなんでしょうけど、ただ一方、地元でも愛着があって指定にまで至っているわけですから、それを使ってベンチを作りたいとかいう地元の提案があれば、松阪の財産ですけども、それは柔軟に対応いただいていいと思いますが、いかがでしょうか。

あとは、樹木医が後継樹を作っていくということを考えられるということですが、文化財的な観点からは必要ないのではないかという考えですが、それについてはいかがでしょうか。

委員：実生木が根のまわりにもたくさんありまして、その大きいのが（幹の）二又のところが生えたということではないかと思います。わたしが行った時にも実生木が生えていました。うっかりすると踏んでしまう。

会長：文化財としては解除するけれど、その後について。管理者側がどう考えられるかということ。では、このように取りまとめさせていただきました。他に付け加えるべきことはございませんでしょうか。それでは、今まとめましたように、この審議会として結審をしました。審議案件は他にございませんか。

事務局：ございません。

6. その他

会長：続きまして、事項書6の「その他」に入らせていただきます。何かございませんか。

事務局：お手元に、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画の概要版をお配りさせていただきました。これは、今年の5月末に、建設部都市計画課により、住民ニーズ、対象区域の現況、上位・関連計画をもとに、公共施設の配置計画として取りまとめられたものです。

中を開いていただきますと、20年後の中心市街地という図がございますが、この中にいくつか文化財が関係したものがございます。6ページの表の番号で申し上げますと、6番、9番、10番、あるいは、14・15・16番も関係してまいります。いずれも中・長期の目標とされておりますが、これらにつきましては、時機をとらえ、当審議会や長谷川家、松坂城跡といった個別の委員会にご相談させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長：ご質問等ございませんか。配置計画1から19までありますが、この中で比較的早く動きそうなのはどれですか。

事務局：6ページの表で申しますと、目標年次のところに短期、中期、長期というふうに分類されておりまして、黒い印が短期に付いているものが早めに動きます。

会長：よろしいでしょうか。計画によっては、文化財の審議会として検討すべきことがあるのだと思いますが、それについては適当な時期にご説明いただくようお願いいたします。委員の皆さまからは何かございませんでしょうか。審議会はこれで終了します。どうもありがとうございました。

事務局：どうもありがとうございました。

（閉会）